

○市川三郷町狭あい道路拡幅整備要綱

令和4年3月31日

告示第12号

(目的)

第1条 この要綱は、狭あい道路の拡幅整備を推進するために必要な事項を定め、もってゆとりのある生活環境の確保と安心して暮らせる災害に強いまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 狭あい道路 法第42条第2項の道に指定された道及び町長が特に拡幅する必要があると認める道

(2) 後退線 法第42条第2項の規定によりみなされる幅員4メートルの道路の境界線

(3) 後退用地 狭あい道路の境界線と、道路の後退線との間にある土地をいう。

(4) 隅切り用地 敷地の一部で、道路の後退線と道路又は道路の後退線が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートルの二等辺三角形の土地をいう。

(5) 建築行為等

ア 法第2条第1項第1号に規定する建築物、法第88条に規定する工作物又は門、塀、擁壁その他これらに類するものを新築し、増築し、改築し、又は移転することをいう。

イ 道路拡幅用地を一般の通行の用に供する行為をいう。

(6) 建築主等 狭あい道路に接する敷地の所有者及び建築行為等をしようとする者をいう。

(7) 撤去工事 後退用地に存する門、塀、擁壁、生け垣等を撤去し、整備ができる状態にすることをいう。

(事前協議)

第3条 町は、建築主等が当該土地に建築行為等を行う場合には、この要綱に基づく手続の推進に努めるものとする。

2 建築主等は、この要綱の規定による拡幅整備を希望する場合には、原則として工事着手前に、狭あい道路拡幅整備事業に関する事前協議申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出し、協議するものとする。

(1) 位置図

(2) 公図

(3) 土地全部事項証明書

(4) 建築配置図

(5) 現況写真

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

3 町長は、後退用地の整備及び維持管理が困難と認める場合は、前項に規定する協議を終了するものとする。

4 町長は、前2項の規定による協議が成立したときは、狭あい道路拡幅整備事業協議済書（様式第2号）により建築主等に通知するものとする。

(後退線の確定及び分筆登記)

第4条 町は、前条の規定による協議が成立したときは、後退用地の確定測量及び分筆登記を行うものとする。

2 町は、前項の規定により確定測量及び分筆登記を行ったときは、後退線を示す別表第1の道路の表示物及びその他の表示杭等を設置するものとする。

(測量等の費用負担)

第5条 前条の規定による測量等の費用については、町が予算の範囲内で負担するものとする。ただし、町長は、後退用地に係る寄附の申出が虚偽若しくは不正の事実に基づいたものであると認められる場合又は後退用地に係る寄附の申出をした所

有権者等の事由により当該後退用地の寄附受納ができない場合は、寄附の申出をした所有権者等に前条の規定による測量等の費用を負担させるものとする。

(寄附の要件)

第6条 当該路線に接する後退用地についてはすべて寄附を行うものとする。建築主等は、次条の規定による申請（以下「寄附申請」という。）を行う日以前に以下の行為を行うものとする。

- 1 後退用地に抵当権その他の所有権以外の権利が設定されている場合はこれを解除するものとする。
- 2 建築主等は、後退用地について相続が発生している場合は、相続登記を完了するものとする。
- 3 後退用地に電柱、道路交通標識などがある場合は、移設を完了するものとする。

(寄附申請)

第7条 建築主等は、後退用地等の境界の確定及び前条による権利関係等の整理が完了した後、後退用地寄附申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出するものとする。

- (1) 登記原因証明情報及び承諾書
- (2) 印鑑証明書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(後退用地の所有権移転登記)

第8条 町は、前条の規定による必要な書類及び第13条の規定による書類の提出を受けて後退用地の所有権移転登記の手続をするものとする。なお、後退用地に支障となる物件が存しない場合はこの限りではない。

- 2 町長は、前項の所有権移転登記の手続の完了後、当該土地所有者に、後退用地寄附完了通知書（様式第4号）を交付するものとする。

(助成金及び奨励金交付の申請)

第9条 町長は、後退用地を町に寄附する者に対し、助成金のうち事務手数料については別表第2、撤去助成金については別表第3で定める額、奨励金については別表

第4で定める額を予算の範囲内で交付できるものとする。

2 前項のうち撤去費助成金の限度額は10万円とする。

3 助成金及び奨励金（以下、「助成金等」という）の交付を受けようとするものは、狭あい道路拡幅整備事業助成金等交付申請書（様式第5号）を町長へ提出しなければならない。

（助成金及び奨励金交付の決定）

第10条 町長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、助成金等の交付を決定したときは、狭あい道路拡幅整備事業助成金等交付決定通知書（様式第6号）により建築主等に通知する。

（助成金及び奨励金の交付決定の取消し）

第11条 町長は、建築主等が偽りその他不正な手段により助成金等の交付の決定を受けたときは、当該助成金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（事業内容の変更等の承認）

第12条 第10条の決定通知書を受理した者（以下「決定通知を受けた者」という。）は、次のいずれかの事由に該当するときは、狭あい道路拡幅整備事業変更等承認申請書（様式第7号）を提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業内容の変更をしようとするとき。
- (2) 助成事業等を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、狭あい道路拡幅整備事業変更等承認通知書（様式第8号）により、当該申請者に通知するものとする。

（助成対象となる撤去工事及び完了届）

第13条 建築主等は、第10条の決定を受けたあと、助成対象となる撤去工事を実施し、工事完了後、町長に狭あい道路拡幅整備事業撤去工事完了届（様式第9号）を提出し、その確認を受けなければならない。

（交付の確定等）

第14条 町長は前条の規定による届出を受理したときは、その内容を審査し、助成

事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき助成金の額を確定し、狭あい道路拡幅整備事業助成金等交付確定通知書（様式第10号）により建築主等に通知する。

2 町長は、前項の規定により狭あい道路拡幅整備事業撤去工事完了届を検査した結果、不相当と認めるときは、建築主等に対し、必要な改善指導をするものとする。  
（助成金及び奨励金の請求）

第15条 建築主等は前条の規定による狭あい道路拡幅事業助成金等確定通知書を受理した日から30日以内又は交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに狭あい道路拡幅整備事業助成金等交付請求書（様式第11号）により町長に届け出なければならない。

（助成金及び奨励金の交付）

第16条 町長は、前条の規定による狭あい道路拡幅整備事業助成金等交付請求書の提出があったときは助成金等の交付をすることができる。

（助成金及び奨励金の返還）

第17条 町長は、第11条の規定により助成金等の交付の決定を取り消した場合において、既に助成金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

（後退用地の整備及び維持管理）

第18条 町長は、建築主等による後退用地に接する土地について、前条に規定する助成金等の交付が完了後、予算の範囲内で後退用地を適正に整備して維持管理を行うものとする。

（適用の除外）

第19条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しない。

- (1) 後退用地が土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定による土地区画整理事業の施行区域内の土地である場合
- (2) 後退用地が土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定による土地改良事業の施行に係る地域内の土地である場合

- (3) 都市計画法第29条の規定又はそれに類する規定による許可を受けて行われる開発行為である場合
- (4) 山梨県宅地開発事業の基準に関する条例及び市川三郷町土地指導利用要綱の許可を受けて行われる開発行為である場合
- (5) 法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を伴うものである場合
- (6) 国、地方公共団体、公社、公団その他の公共的団体が事業を行う場合
- (7) 法人申請で行われる事業である場合
- (8) 第3号、第4号及び第5号に規定するもの以外に営利を目的とする場合
- (9) 狭あい道路より著しく高低差のある宅地以外の土地である場合
- (10) 虚偽の申請を行った場合  
(特別の場合の措置)

第20条 この要綱の運用について必要な事項は、別に町長が定める。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この要綱は令和4年4月1日より施行する。

##### (要綱等の廃止)

- 2 市川三郷町狭あい道路拡幅整備に関する要綱（平成18年市川三郷町訓令第3号）は、廃止する。

##### (経過措置)

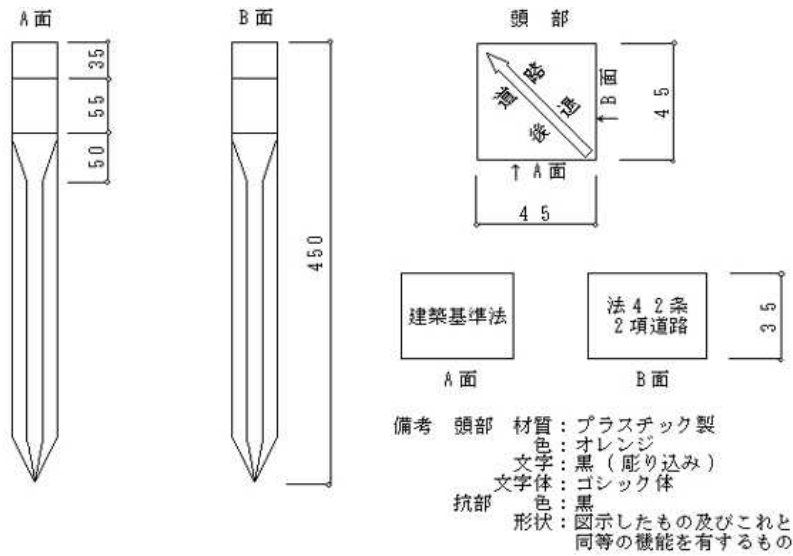
- 3 この要綱の施行の際、現に前項各号に掲げる要綱及び要領の規定によってなされた補助金の交付の決定、手続きその他の行為は、この要綱の相当規定によってされたものとみなす。

#### 別表第1（第4条関係）

##### 道路の表示物

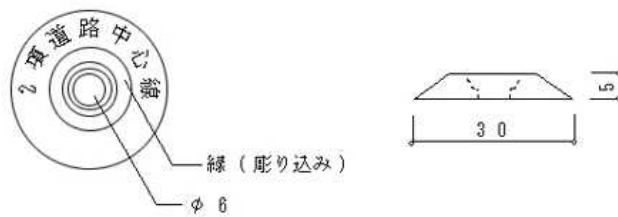
- 1 道路の後退線を表す表示物

(単位：mm)



## 2 道路の中心線を表す表示物

(単位：mm)

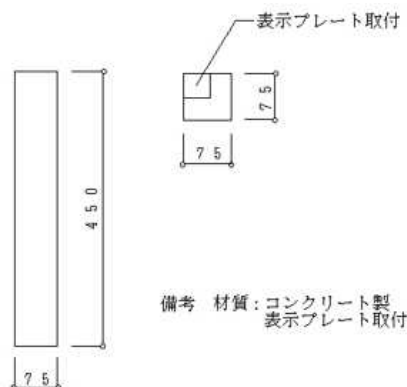


備考 材質：アルミニウム製（中心ピン付）  
 色：シルバー  
 文字：緑（彫り込み）  
 文字体：ゴシック体

## 3 道路拡幅用地の区域を表す表示物

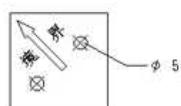
(単位：mm)

### (1) コンクリート杭



### (2) 表示プレート

#### ア 角型（ピン付）



備考 材質：ステンレス製（ピン付）  
色：シルバー（HL仕上げ）  
文字：赤（彫り込み）  
文字体：ゴシック体  
大きさ：4.0mm×4.0mm  
厚さ：1.5mm

イ T型（ピン付）



備考 材質：ステンレス製（ピン付）  
色：シルバー（HL仕上げ）  
文字：赤（彫り込み）  
文字体：ゴシック体  
大きさ：4.0mm×4.0mm  
厚さ：1.5mm

別表第2（第9条関係）

項目	助成額
事務手数料	2万円／敷地

別表第3（第9条関係）

撤去費助成金（限度額10万円）

項目	助成額
フェンス、板塀、門	独立基礎の物（基礎含む） 2,500円／m
	布基礎の物（基礎は擁壁類で助成） 2,000円／m
擁壁類	0.5m > H 2,500円／m
	0.5m ≤ H < 1.0m 6,000円／m
	1.0m ≤ H < 1.5m 12,000円／m
	1.5m ≤ H 18,000円／m
ブロック塀等	ブロックのみ（基礎は擁壁類で助成） 2,000円／m
生垣	1,000円／m
樹木	1,500円／本



- 1 ブロック塀等とは、ブロック塀、石塀、レンガ塀その他これらに類する塀をいう。
- 2 擁壁類とは、次のコンクリート造等の構造物をいう。また、助成金算定に係る高さ(H)は、敷地と道路の高低差(地上高)をいう。
  - (1) 敷地と道路に高低差がない場合に、道路と敷地を区分するために築造する境界壁
  - (2) ブロック塀、板塀、フェンス等の布基礎
  - (3) 道路と敷地の境界部に設けるコンクリート造等の植樹帯
- 3 後退用地内にある水道メーター及び、公共汚水枡の移設は、町長が行う。

別表第4 (第9条関係)

項目	助成額
隅切り用地の寄附	同敷地内一箇所につき3万円